

清水町課設置条例（昭和27年清水町条例第24号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(課の分掌事務)</p> <p>第2条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 (略)</p> <p>企画課 (略)</p> <p>税務課 (略)</p> <p>町民生活課 (略)</p> <p>保健福祉課 (略)</p> <p>子育て支援課</p> <p>(1) 児童保育に関すること。</p> <p>(2) 母子・児童福祉に関すること。</p> <p>(3) <u>認定こども園</u>の管理に関すること。</p> <p>(4) きずな園に関すること。</p> <p>農林課 (略)</p> <p>商工観光課 (略)</p> <p>建設課 (略)</p> <p>水道課 (略)</p>	<p>(課の分掌事務)</p> <p>第2条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 (略)</p> <p>企画課 (略)</p> <p>税務課 (略)</p> <p>町民生活課 (略)</p> <p>保健福祉課 (略)</p> <p>子育て支援課</p> <p>(1) 児童保育に関すること。</p> <p>(2) 母子・児童福祉に関すること。</p> <p>(3) <u>保育所</u>の管理に関すること。</p> <p>(4) きずな園に関すること。</p> <p>農林課 (略)</p> <p>商工観光課 (略)</p> <p>建設課 (略)</p> <p>水道課 (略)</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例（平成4年清水町条例第2号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に到達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p> <p>(ア) <u>その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>(イ) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（<u>第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に到達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に到達する日（以下、この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u></p> <p>ウ <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員</u></p>